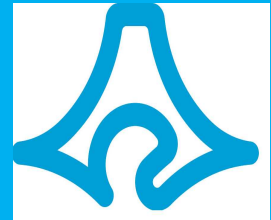


# 静岡県中小企業者等物価高騰 緊急対策事業費補助金

～物価高騰の影響を受ける中小企業者等の事業継続を支援します～



## 支援対象

物価高騰の影響を受ける県内中小企業・小規模事業者  
(農林水産業者・フリーランス・企業組合等も含む)  
※中小企業支援法第2条第1項第1号～第4号に規定された事業者が対象

## 補助額

最大 **50万円** (対象経費の **2/3以内** を補助)

## 対象経費

次のいずれかの物価高騰対策の取組に要する経費  
(1) 価格転嫁に関する事  
(2) コスト削減に関する事

詳細は裏面へ

## 注意事項

- ・ 令和4年4月以降に行われた活動の経費であること
- ・ 令和5年2月末までに対象経費の支出が完了すること

※他の補助金を受給している事業者においても、対象経費が異なれば、補助金の受給が可能です

## 申請方法 ・ 期間

オンライン：令和4年12月19日(月) 午前10時  
～12月23日(金) 午後5時

郵送申請：令和4年12月12日～12月23日(消印有効)

※郵送申請のための様式や郵送先については、下記HPをご確認ください

### 【申請受付の取扱い】

- ・ 本補助金の交付は、**先着順ではありません**。
- ・ **申請期間中の申請(11月28日に申請済の分※を含む)**はすべて受け付け、審査を行います。**要件を満たした申請のみ、予算の範囲内で補助金を交付します**。

### ※申請済の方へ

- ・ 11月28日に申請された方は、改めて申請する必要はありません。
- ・ 申請が完了された方には、登録したメールアドレスに完了メールが届いておりますのでご確認ください。ご不明な場合は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

お問合せ  
(コールセンター)

中小企業者等物価高騰対策補助金事務局

電話番号：0570-055-023

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

ホームページ：<https://shizuoka-hojokin.jp>

(担当：静岡県経済産業部経営支援課、受託者：株式会社JTB 静岡支店)



# 対象経費とは？

## (1)(2)のいずれかの取組にかかる以下の経費

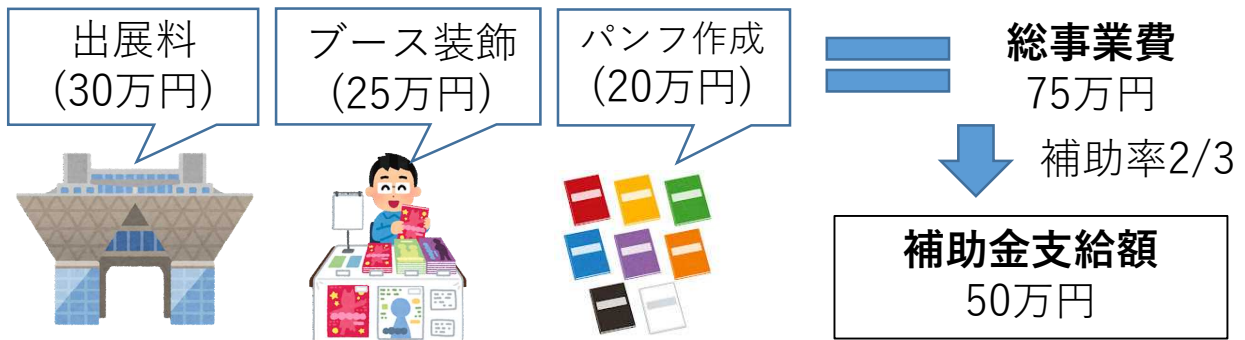
経費	使用例
機械装置等導入費	PC、タブレット類及びその付属備品、会計ソフト等システム導入、エアコン等省エネ機器 など
広報費	パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物及びホームページ作成 など
展示会等出展費	出展料、ブース装飾費 など
外注工事費	断熱工事、断熱塗装 など（ただし、省エネ工事に関するものに限る）

## モデル例

### (1) 価格転嫁に関すること

○直接的な値上げ交渉が難しく、他の方法で価格転嫁対策を行う取組

【例】新たな販路開拓【顧客開拓に向けた展示会への参加】



### (2) コスト削減に関すること

○製造・販売方法等の業務効率化や省エネ対応機器の導入により、コスト削減を行う取組

【例】業務効率化【帳簿の電子化(インボイス制度対応)】

